



JCLU
社団法人 自由人権協会

社団法人 自由人権協会
〒105-0002 東京都港区芝右1-6-7 芝右山糸樋士ビル306号室
TEL:03-3437-5466 FAX:03-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

JAPAN CIVIL LIBERTIES UNION
306, Atagoyama Bengoshi BLDG. 1-6-7, Atago Minato-ku, Tokyo 105-0002, Japan
TEL:+81-3-3437-5466 FAX:+81-3-3578-6687 E-mail:jclu@jclu.org URL:www.jclu.org/

2012年2月14日

情報公開法改正法案の早期可決成立を

社団法人 自由人権協会
代表理事 羽柴 駿
同 紙谷 雅子
同 田中 宏
同 喜田村 洋一
同 三宅 弘

誰でも、国の行政機関が保有する情報を公開請求できる原則を定めた情報公開法が施行されて今年で11年になる。その改正案が昨年4月に国会に提案された。

沖縄返還交渉時の沖縄密約事件等の政府の情報隠し根絶の切り札として長い運動の結果制定された情報公開法である。当協会は、1979年来情報公開法制定を訴え、1999年の法制定時には、これを歓迎する声明を発表した。不都合な情報も積極的に公開し、正確な情報に基づく議論を通じて政策形成を行わなければ、民主主義社会は機能しない。

そして、原子力基本法で情報公開を基本原則として謳っており、原子力情報と情報公開は密接な関係にある。かつて、アメリカの原子力規制委員会からアメリカ情報自由法を通じて福島第二原発の事故隠し情報が入手され、日本で公表されたことがあった。また、高速増殖炉「もんじゅ」におけるプルトニウム漏えい事故の際にも事故隠しが問題となり、それを機に動燃（動力炉・核燃料事業団）の情報公開を求め、その制度化から、独立行政法人等情報公開法の制定にもつながった。

しかし、今回の福島第一原発の事故では、東京電力が作成した原発敷地内の汚染地図は作られてから1ヵ月以上も公開されず、SPEEDIの拡張予測が公開されたのは5月に入ってからという点などで、原子力情報の公開についての政府に対する不満やそれに伴う不安が高まった。政府の情報隠しは、世界か

ら批判された。朝日新聞は、昨年8月10日付けで、「米ニューヨーク・タイムズ紙は9日付紙面で、日本政府が緊急時迅速放射能影響予測（SPEEDI）のデータを事故直後に公表することを怠ったために、福島県浪江町など原発周辺自治体の住民らが被曝（ひばく）している可能性が高いと伝えた。」と報道している。国家の信用に関わる問題である。

この事故に関しては、政府の原子力災害対策本部が昨年末までに計23回開いた会議の議事録をまったく作っていないことが判明した。また、経済産業省原子力安全保安院が、テロによる原発の全電源喪失に備えて米国で義務化された対策を2008年までに研究していたにもかかわらず、電力会社に伝えず、活用していないことも明らかとなった。

情報公開は、漠然と情報不足の不満を述べるだけでは実現しない。情報公開制度の拡充が急務である。改正法案は、情報公開請求者の声を取り入れ、知る権利の保障を明文化し、不開示情報の範囲を限定し、裁判所が行政機関に対し行政情報の提出を命じ裁判所のみが見分できる手続（インカメラ審理）を導入するなど情報公開法施行後10年間に蓄積した問題点の解消を目指した実効性ある内容となっている。行政組織の基礎的な情報については、「国民に分かりやすい形で、かつ、国民が利用しやすい方法により提供するものとする」旨の積極的な情報提供の規定も提案されている。

改正法案の検討は、2009年8月の民主党の政権交代直後から始まり、行政透明化検討チームの議論を経た後、震災で提出が遅れたものの昨年4月に改正法案が国会に提出された。しかし、その後は、震災対策関連法案の審議が優先され、改正法案の審議は進んでいない。何が法案の成立を妨げているか。

国会は、今後の原子力行政のあり方を議論するために情報公開制度の拡充が重要であることを改めて認識し、今国会において、早期に改正法案を可決すべきである。内閣においても行政刷新の目玉として法案成立に尽力すべきである。また、これまでの原子力政策を進め、公開を制限した現行の情報公開法の制定にとどめた自民党も、その他の野党と共に東日本大震災を機に、政策を改め、与野党対立法案にすることなく、情報公開法改正法案の可決成立に協力すべきである。

以 上